

## 佐賀勤労者山岳会 山行規定

- 第1条 佐賀勤労者山岳会（以下、佐賀労山）は、安全登山を目指すために、この山行規定を作成する。
- 第2条 会員はこの山行規定を遵守しなければならない。この規定に違反して事故などを起こした場合は、佐賀労山は責任を持たない。
- 第3条 会員山行における事故については、会費を滞納せず、以下の要件を満たしているとき、会でできる範囲で責任を負う。
- 第4条 会員山行とは
- ①各部が主催する山行（月例山行、ひまわりクラブ山行、清掃登山、技術部山行）
  - ②運営委員会で決まった山行
  - ③全国連盟、九州ブロック、県連で行う山行
  - ④自主山行（会員がリーダーの山行）
  - ⑤個人山行（会員が単独で行く山行）
- 第6条 自主山行や個人山行の時、会員以外の参加者については事故時に佐賀労山は責任を負わない。
- 第7条 会員が山行を行う時は山行届を提出しなければならない。
- ①近郊（県内、九州内）はメール又はラインで前日まで可。
  - ②冬山、アルパインクライミング、宿泊を伴う山行は1ヶ月前までに提出する。装備品、ルート図、計画書を添えて三役まで提出する。計画変更時は電話連絡又はメール、ラインで先に連絡し、後日修正分を提出する。会は必要に応じて計画に対してアドバイスをできる。山行終了後は速やかに電話等で三役に報告する事。尚、提出先は三役又は事務所までとする。
- 第8条 会員以外がリーダーの山行についても上記要項を守る事。但し、会として山行時の事故および遭難については、責任を負わない。
- 第9条 山行中の事故は、些細なことでも報告しなければならない。
- 第10条 上記に違反したときは、会則7条により運営委員会に諮り退会させる事もできる。
- 第11条 自家用車使用の山行は、任意保険加入の車を使用すること。
- 第12条 自家用車使用時の交通事故について、会は責任をもたない。費用は所有者加入の保険で賄う事を原則とする。尚、保険で処理できない事故については参加者で協議する事。
- 第13条 自家用車を使用の山行は、参加者で均等に負担する。目安として
- ①ガソリン代（通常、使用者が入れている価格を参考）10 km/l で計算。
  - ②有料道路代、駐車料金は実費とする。
  - ③車両使用料は走行距離×20円 但し、100キロ以下は一律2千円とする。

この規定は2023年 2月20日より改定する。（第5条削除）